

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、埼玉県障害者アートフェスティバルを開催するため、埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において負担金を交付する。
- 2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象事業及び対象経費)

- 第2条 負担金の交付の対象となる事業及び経費は、次の表のとおりとする。

事業	経費
埼玉県障害者アートフェスティバル (以下「交付対象事業」という。)	1 実行委員会事務局の運営に要する経費 2 実行委員会の会議開催に要する経費 3 実施計画の策定に要する経費 4 企画・広報に要する経費 5 会場に要する経費 6 関係機関・団体との連絡調整に要する経費 7 フェスティバルの開催準備及び開催事業に要する経費

(負担額)

- 第3条 前条の経費に対する負担額は、当該所要経費の範囲内で知事の定める額とする。

(交付申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書には、実施計画書及び収支予算書を添付するものとする。
- 3 規則第4条第1項に定める申請書の提出時期は、実行委員会発足後速やかに提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第1項第5号及び第2項に規定する知事が定める事項は要しないものとする。

（交付決定通知書の様式）

第5条 規則第7条に規定する交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（状況報告）

第6条 実行委員会は、知事の要求があったときは、交付対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第7条 規則第13条に規定する報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 交付対象事業の成果
- (2) 交付対象事業に要した経費の収支決算

（実績報告書の提出時期等）

第8条 前条の報告書の提出時期は、交付対象事業の完了（交付対象事業の廃止・事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内又は交付対象事業を完了した日の属する県の会計年度が終了する日のいずれか早い日までとする。

（負担金の額の確定に係る通知）

第9条 規則第14条に規定する交付額確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

（書類の整備等）

第10条 実行委員会は、交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

団体名 埼玉県障害者アートフェスティバル
実行委員会

代表者氏名 委員長

令和 年度における埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金の
交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）実施計画書

（2）収支予算書

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払

3 条 件

- (1) 交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、交付の目的、条件を損なわない範囲内の軽微な内容変更についてはこの限りでない。
- (2) この負担金は、標記事業に対して交付するものであるからこの目的以外に使用してはならない。
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

団体名 埼玉県障害者アートフェスティバル
実行委員会

代表者氏名 委員長 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県障害者
アートフェスティバル実行委員会負担金について、事業が完了したので、補助金等の
交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告
します。

記

1 交付決定額及び精算額

事業名

事業に要した経費 円

交付決定額 円

精算額 円

不用額 円

2 交付対象事業の実施期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

3 交付対象事業の成果及び交付対象事業に要した経費の収支決算書

様式第4号（第9条関係）

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金の額の確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金については、補助金等の交付手続に関する規則第14条の規定により、下記のとおり負担金の額を確定したので、通知します。

記

負担金の確定額 金 円

(別紙)

埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金概算払請求書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地

団体名 埼玉県障害者アートフェスティバル
実行委員会

代表者氏名 委員長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県障害者アートフェスティバル実行委員会負担金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1	交付決定額	金	円
2	既受領済額	金	円
3	今回払請求額	金	円
4	残額	金	円

振込先金融機関			
支店名			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 名義人氏名			